

令和2年山形村議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

令和2年4月23日（木曜日）午前9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和2年4月23日

（1日間）

至 令和2年4月23日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 5 承認第 1号

日程第 6 承認第 2号

日程第 7 承認第 3号

日程第 8 承認第 4号

日程第 9 議案第24号

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の確認について

日程第10 常任委員の選任

日程第11 正副常任委員長互選結果の報告

日程第12 議会運営委員の選任

日程第13 正副議会運営委員長互選結果の報告

- 追加日程第6 議会広報編集特別委員辞職の件
追加日程第7 議会広報編集特別委員会の設置
追加日程第8 議会広報編集特別委員会の定数
追加日程第9 議会広報編集特別委員の選任
追加日程第10 正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告
追加日程第11 閉会中の継続審査の申し出について
閉会宣告
-

出席議員（12名）

1番 春日 仁君	2番 大池 俊子君
3番 上條 倫司君	5番 百瀬 昇一君
6番 新居 禎三君	7番 大月 民夫君
8番 百瀬 章君	9番 竹野 入恒夫君
10番 小林 幸司君	11番 小出 敏裕君
12番 福澤 倫治君	13番 三澤 一男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君
税 務 課 長 箕町通憲 君	子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君
建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君	教 育 次 長 (教育政策課長) 小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長 児玉佳子 君	

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 上條美季 君

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） これより、令和2年第1回山形村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今臨時会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番、小出敏裕議員、12番、福澤倫治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る4月16日開催の議会運営委員会において、本臨時会の会期を本日1日限りとすることに決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎村長招集あいさつ

- 議長（三澤一男君） 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

- 村長（本庄利昭君） 令和2年第1回山形村議会臨時会を開催するにあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

世界規模でコロナウイルスの感染が拡大する中、小学校の枝垂れ桜も、主役不在の春を迎え、今、葉桜に変わろうとしております。

本日、議員の皆様には、何かとご多用の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に備え、過日の4月16日、新たに北海道、京都府などの6道府県を、緊急事態措置を実施すべき区域とし、特定警戒都道府県に加えるとともに、全都道府県を5月6日まで緊急事態措置の対象にするとの宣言が出されました。

政府・地方公共団体・医療機関・専門機関・事業者などすべての国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、密閉・密集・密接の3つの密を避けるなど、自己感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底することが求められております。

さて、当臨時会には、山形村の税条例の一部改正などの専決処分案件4件、条例の一部改正1件の5議案を上程いたしました。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

- 議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承

承ください。

◎承認第1号～4号

○議長（三澤一男君） 日程第5、承認第1号から、日程第8、承認第4号までを、一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案の提案説明を申し上げます。承認第1号から承認第4号まで一括提案を申し上げます。

初めに、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関連して、山形村税条例等の一部を改正する必要性が生じてまいりました。

特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和2年3月31日付で当条例の専決処分をいたしました。

改正の主な内容につきましては、未婚のひとり親に対し寡婦（夫）控除の適用、外国居住親族に係る扶養控除等の見直し、固定資産税関係では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応として、被相続人等の申告の制度化や使用者を所有者とみなす制度の拡大、住宅取得に係る新築軽減措置の2年間延長等でございます。

地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関連して、山形村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じてまいりました。

特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和2年3月31日付でこの条例を専決処分いたしました。

主な内容につきましては、基礎課税額に係る課税限度額の引上げや、低所得者向けの軽減措置の各種軽減判定所得の算定方法を見直すものであります。

地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、承認第3号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴いまして、山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じてまいりました。

特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和2年3月31日付でこの条例の専決処分を行いました。

主な改正内容につきましては、条例中の関係法令の文言の改正でございます。

地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第4号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

令和元年度の一般会計補正予算第6号については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分を行いました。

同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございますが、この一般会計補正予算第6号は、歳入歳出からそれぞれ30万5,000円を減額し、補正後の予算規模を36億5,639万5,000円とするものであります。

主な内容としましては、小学校校内通信ネットワーク整備事業の歳入歳出予算の減額のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校の休校に伴いまして、児童館の利用者に対応する指導員の賃金の不足分19万5,000円を計上いたしました。

また、第2条の「繰越明許費」は、歳出予算のうち、令和元年度内にその支出が終わらない見込みとなった事業4件、合計4,097万5,000円について、翌年度に繰り越して事業を執行するものであります。

第3条「地方債補正」につきましては、小学校校内通信ネットワーク整備事業費の変更に伴う地方債の減額でございます。

以上、専決処分4件につきましてはの提案説明を申し上げます。

ご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、承認第1号から承認第4号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号から承認第4号までの4議案は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

(午前 9時12分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午前 9時25分)

○議長(三澤一男君) それでは、承認第1号から順次、質疑・討論・採決を行います。
初めに、日程第5、承認第1号について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、承認第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、承認第3号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第3号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、承認第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第4号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第24号

○議長（三澤一男君） 日程第9、議案第24号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第24号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園を行った場合の利用者負担額について、保育の提供がなされなかった場合に、保育の提供を受けた日数分の保育料を日割り計算するために必要な一部改正を行うものでございます。

ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、議案第24号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

（午前 9時30分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午前 9時36分）

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題といたしました議案第24号について、
質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可
決することに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

（午前 9時37分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時40分）

○議長（三澤一男君） 箕町税務課長、堤子育て支援課長、古畑建設水道課長、小林教
育次長、児玉財政係長は、公務のため、以後の本会議は欠席となります。

ここで私事ではございますが、2年前の初議会の際の申合せによる、議長職2年が
経過いたしましたので、議長職の辞任願を提出します。不慣れでご迷惑をおかけしま
した。ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、ここで議長を交代いたします。福澤倫治副議長、議長席へお着きくださ
い。

（議長席に福澤副議長着席）

○副議長（福澤倫治君） ただいま三澤一男議長より辞職願が提出されました。この件
を処理する間、しばらくの間、議長の席に着かせていただきますので、よろしくお願
いいたします。

この際「議長の辞職の件」について、本日の日程に追加し、直ちに議題にすること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福澤倫治君） 異議ないものと認め、よって「議長辞職の件」を日程に追加
し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（福澤倫治君） 追加日程第1「議長辞職の件」について議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三澤一男議長は退場願います。

（三澤一男議員 退場）

○副議長（福澤倫治君） 書記をして辞職願の朗読をさせます。

上條書記。

（事務局書記朗読）

○副議長（福澤倫治君） お諮りします。三澤一男議長の辞職を許可したいと思います
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福澤倫治君） ご異議ないものと認め、よって「議長辞職の件」は許可する
ことに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時44分）

○副議長（福澤倫治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時45分）

○副議長（福澤倫治君） 三澤一男議員に申し上げます。「議長辞職の件」は許可するこ

とに決定しましたので、本席からお伝えします。

ここで議会全員協議会を開催します。休憩します。

(午前 9時45分)

○副議長（福澤倫治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時55分)

○副議長（福澤倫治君） お諮りします。この際「議長の選挙」を日程に追加し、議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福澤倫治君） 異議ないものと認め、よって「議長の選挙」を追加日程第2として議長の選挙を行うことに決定します。

◎議長の選挙

○副議長（福澤倫治君） 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

「議長の選挙」は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長（福澤倫治君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、春日仁議員、大池俊子議員、上條倫司議員を指名します。

これより、投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票箱確認)

(投票用紙の配付)

○副議長（福澤倫治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（福澤倫治君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順次投票してください。投票にあたっては、事務局長に点呼させます。

宮澤事務局長。

○事務局長（宮澤寛徳君） それでは、お名前をお呼びしますので、投票用紙を投票箱に入れて、議席にお戻りいただきたいと思います。

（事務局長、議席番号1番の議員から順次点呼）

（投票）

○副議長（福澤倫治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福澤倫治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。春日仁議員、大池俊子議員、上條倫司議員、立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（福澤倫治君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数ゼロ票。

有効投票の内訳を申し上げます。

三澤一男議員12票。

選挙の結果は以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

よって、三澤一男議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○副議長（福澤倫治君） ただいま議長に当選されました三澤一男議員が議場におられますので、本席から山形村議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、議長に当選されましたのを告知いたします。

○新議長（三澤一男君） 謹んでお受けいたします。

○副議長（福澤倫治君） 以上で議長選挙が終了いたしました。

これにて私の職務は終了しましたので、議長と交代します。ご協力ありがとうございます。

いました。

それでは、三澤一男議長、議長席へお着きください。

(副議長、議長席より退席)

(新議長、議長席に着席)

○議長(三澤一男君) ただいま皆様方のご推挙により議長に選任されましたことに深く感謝申し上げます。村民の要請に応え、福祉の向上を図っていくため、公正で公平な議会運営に微力ではありますが、誠心誠意努力をしております。

何とぞ議員の皆様方並びに関係の皆様方のなお一層のご協力を賜われますようお願い申し上げます。就任のあいさついたします。

それでは議事を進めます。

ただいま福澤倫治副議長から、2年前の初議会の申合せにより、副議長職2年間の経過いたしましたので、辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「副議長辞職の件」を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長(三澤一男君) 追加日程第3「副議長辞職の件」についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、福澤倫治副議長は退場願います。

(福澤倫治議員 退場)

○議長(三澤一男君) 書記をして辞職願の朗読をさせます。

上條書記。

(事務局書記朗読)

○議長(三澤一男君) お諮りします。福澤倫治副議長の辞職を許可したいと思います。が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって「副議長辞職の件」は許可

することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時15分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時16分)

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員に申し上げます。「副議長辞職の件」は許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

○議長（三澤一男君） ここで議会全員協議会を開催します。

休憩。

(午前10時16分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時24分)

○議長（三澤一男君） お諮りします。この際「副議長の選挙」を日程に追加して、副議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって「副議長の選挙」を追加日程第4として、副議長の選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（三澤一男君） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

「副議長の選挙」は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

- 議長（三澤一男君） ただいまの出席議員数は12名であります。
- 次に、立会人を指名いたします。
- 議会会議規則第32条第2項の規定により、春日仁議員、大池俊子議員、上條倫司議員を指名します。
- これより、投票用紙を配付します。
- 念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。
- （投票用紙の配付）
- 議長（三澤一男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（三澤一男君） 配付漏れなしと認めます。
- 投票箱の点検をします。
- （投票箱の点検）
- 議長（三澤一男君） 異常なしと認めます。
- ただいまから投票を行います。
- 議席番号1番の議員から順次投票してください。投票にあたっては、事務局長に点呼させます。
- 宮澤事務局長。
- 事務局長（宮澤寛徳君） お名前をお呼びしますので、お願いします。
- （事務局長、議席番号1番の議員から順次点呼）
- （投票）
- 議長（三澤一男君） 投票漏れはありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（三澤一男君） 投票漏れはなしと認めます。
- 投票を終了いたします。
- 開票を行います。
- 春日仁議員、大池俊子議員、上條倫司議員、立ち会いをお願いします。
- （開票）
- 議長（三澤一男君） 投票結果を報告いたします。
- 投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票。
- 有効投票の内訳を申し上げます。
- 福澤倫治議員12票。

選挙の結果は以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

よって、福澤倫治議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長(三澤一男君) ただいま副議長に当選されました福澤倫治議員が議場におられますので、本席から、山形村議会会議規則第33条第2項の規定により、選挙の結果、副議長に当選されましたので告知いたします。

○新副議長(福澤倫治君) 謹んでお受けいたします。

○議長(三澤一男君) 以上で副議長選挙が終了しました。

◎議席の確認について

○議長(三澤一男君) お諮りします。正副議長選挙により正副議長が再選となりましたので、ここで「議席の確認について」を日程に追加して、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、「議席の確認について」を日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第5「議席の確認について」を議題といたします。

議席については、今までどおり変更なしということで、ご承認をお願いいたします。

ここで休憩いたします。休憩。

(午前10時37分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1時30分)

◎常任委員の選任

○議長(三澤一男君) それでは、議事を進めます。

日程第10「常任委員の選任」を行います。

任期満了に伴う常任委員の選任につきましては、山形村議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより指名いたします。

総務産業常任委員に、竹野入恒夫議員、新居禎三議員、百瀬章議員、百瀬昇一議員、上條倫司議員、私、三澤一男の以上6名。

福祉文教常任委員に、春日仁議員、小出敏裕議員、大月民夫議員、小林幸司議員、大池俊子議員、福澤倫治議員の以上6名をそれぞれの常任委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、以上のとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

◎正副常任委員長互選結果の報告

○議長(三澤一男君) 日程第11「正副常任委員長互選結果の報告」を行います。

常任委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

総務産業常任委員長に竹野入恒夫議員、同副委員長に新居禎三議員、福祉文教常任委員長に春日仁議員、同副委員長に小出敏裕議員。

以上、報告のとおり正副常任委員長が決定いたしました。

◎議会運営委員の選任

○議長(三澤一男君) 日程第12「議会運営委員の選任」を行います。

任期満了に伴う常任委員の選任につきましては、山形村議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより指名いたします。

議会運営委員に大月民夫議員、百瀬章議員、竹野入恒夫議員、春日仁議員の以上4

名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、以上のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。
-

◎正副議会運営委員長互選結果の報告

- 議長（三澤一男君） 日程第13「正副議会運営委員長互選結果の報告」を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会運営委員長に大月民夫議員、同副委員長に百瀬章議員。

以上報告のとおり、正副議会運営委員長が決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。休憩。

(午後 1時35分)

- 議長（三澤一男君） ここで一旦、副議長と交代いたします。

- 副議長（福澤倫治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1時37分)

- 副議長（福澤倫治君） お諮りします。ただいま、議会広報編集特別委員から、2年前の初議会の申合せにより、議会広報編集特別委員として、2年が経過いたしましたので、辞職願が提出されました。この際「議会広報編集特別委員辞職の件」を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長（福澤倫治君） ご異議ないものと認め、よって「議会広報編集特別委員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第6として、議題とすることに決定します。
-

◎議会広報編集特別委員辞職の件

○副議長（福澤倫治君） 追加日程第6「議会広報編集特別委員辞職の件」について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、辞職願を提出された議員は退場を願います。

（議会広報編集特別委員 退場）

○副議長（福澤倫治君） 書記をして辞職願の朗読をさせます。

上條書記。

（事務局書記朗読）

○副議長（福澤倫治君） お諮りします。議会広報編集特別委員の辞職を許可したいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（福澤倫治君） ご異議ないものと認め、よって「議会広報編集特別委員辞職の件」は許可することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 1時40分）

○副議長（福澤倫治君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時41分）

○副議長（福澤倫治君） 議会広報編集特別委員の皆様に申し上げます。

「議会広報編集特別委員辞職の件」は許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 1時41分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時42分）

○議長（三澤一男君） 議会広報編集特別委員の皆様申し上げます。

「議会広報編集特別委員辞職の件」は許可することに決定しましたので、本席からお伝えします。

お諮りします。引き続き議会だよりを編集、発行するため、「議会広報編集特別委員会」を設置したいと思います。が、「議会広報編集特別委員会の設置」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員会の設置」について、日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることに決定しました。

◎議会広報編集特別委員会の設置

○議長（三澤一男君） 追加日程第7「議会広報編集特別委員会の設置」を議題とします。

お諮りします。本案件については、山形村議会委員会条例第5条第1項の規定により、任期中、議会広報編集特別委員会を設置して、議会だよりの編集、発行することにししたいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一旦、休憩します。

（午後 1時45分）

○議長（三澤一男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時15分）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員会」を設置することに決定しました。

お諮りします。「議会広報編集特別委員会の定数」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員会の定数」について、日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。
-

◎議会広報編集特別委員会の定数

- 議長(三澤一男君) 追加日程第8「議会広報編集特別委員会の定数」について議題とします。

お諮りします。山形村議会委員会条例第5条第2項の規定により、議会広報編集特別委員会の定数を6名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、議会広報編集特別委員会の定数は6名とすることに決定しました。

お諮りします。「議会広報編集特別委員の選任」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって「議会広報編集特別委員の選任」について、日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。
-

◎議会広報編集特別委員の選任

- 議長(三澤一男君) 追加日程第9「議会広報編集特別委員の選任」を議題とします。

議会広報編集特別委員の選任については、山形村議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより指名いたします。

議会広報編集特別委員に上條倫司議員、小林幸司議員、春日仁議員、大月民夫議員、新居禎三議員、福澤倫治議員の以上6名を指名したいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、以上のとおり議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

お諮りします。「正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告」について、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって「正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告」について、日程に追加し、追加日程第10とし、議題とすることに決定しました。
-

◎正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告

- 議長（三澤一男君） 追加日程第10「正副議会広報編集特別委員長互選結果の報告」を議題とします。

議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会広報編集特別委員長に上條倫司議員、同副委員長に小林幸司議員。

以上、報告のとおり正副議会広報編集特別委員長が決定いたしました。

お諮りします。「閉会中の継続審査の申し出について」をこの際、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって「閉会中の継続審査の申し出について」を日程に追加し、追加日程第11として、議題とすることに決定しました。
-

- 議長（三澤一男君） ここで議案整理のため、暫時休憩します。
休憩。

(午後 2時20分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時21分）

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（三澤一男君） 追加日程第11「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

各委員長より、山形村議会会議規則第75条の規定による「閉会中の継続審査及び調査の申し出」がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長申出のとおり、閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） 以上で、今臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 閉会にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、本日一日の開催でありましたが、ただいますべての議事日程が終了となりました。

私から上程申し上げました5議案につきましては、それぞれ審議の上、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

本議会では、正副議長の選挙、常任委員などの議会構成も改めて編成され、議員各位には任期4年の後半のスタートの日でもあります。今後も山形村議会のますますの発展をご期待申し上げるところであります。

コロナウイルスの感染症の蔓延により、日常生活や経済活動にも甚大な影響を及ぼ

しております。また、先ほどは震度4の地震も発生しております。

村政では、新年度事業計画や予算もコロナ対策が最優先の課題となっております。将来の予測の極めて難しい現状でもあります。

山形小学校では、校庭で元気に遊ぶ子どもたちの姿もない、静かな春であります。

議員各位には、コロナ感染の予防など自身の健康にもご留意の上、本村の発展のため、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和2年第1回山形村議会臨時会を閉会し、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時25分）